

# 県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例等の制定について

## 1 趣旨

---

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）において、市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)、義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号)、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和 33 年法律第 116 号)が改正され、指定都市の設置する義務教育諸学校に係る教職員の給与負担に関する権限が道府県から指定都市に移譲するとされたことに伴い、関係条例の整備を行う。

## 2 制定する条例

---

- (1) 議案第 51 号 「**県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**」
- ・外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
  - ・川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
  - ・川崎市旅費支給条例
  - ・川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- (2) 議案第 52 号 「**川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について**」
- ・川崎市職員の給与に関する条例
- (3) 議案第 53 号 「**川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について**」
- ・川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例
- (4) 議案第 54 号 「**川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**」
- ・川崎市職員の育児休業等に関する条例
- (5) 議案第 55 号 「**川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について**」
- ・川崎市職員退職手当支給条例

## 3 施行期日

---

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 28 年政令第 274 号）により、平成 29 年 4 月 1 日とする。

## 4 改正概要

---

改正条例の主な内容は次のとおり。

### 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

- (1) 移管前に外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年神奈川県条例第 7 号）の規定により派遣された職員について、川崎市職員退職手当支給条例の特例の適用にあたり、本市の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例による派遣職員とみなす経過措置を設ける。

### 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

- (1) 移管前に割り振られた週休日及び休日並びに指定した代休時間等を移管日以降に本市の規定によるものとみなすための経過措置を設ける。

#### 川崎市旅費支給条例

- (1) 川崎市旅費支給条例を適用するため、義務教育諸学校教育職給料表等の適用を受ける者について旅費の等級を定めるもの。

#### 川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

- (1) 市立高等学校の教育職員に適用している教職調整額及び時間外勤務の扱いについて、市立小学校、中学校及び特別支援学校の教育職員にも適用するための規定を整備する。
- (2) 市立小学校、中学校及び特別支援学校の教育職員にもこの条例を適用することに伴い、条例の名称を「川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」とする。

#### 川崎市職員の給与に関する条例

- (1) 移管される教育職員について、義務教育諸学校教育職給料表を新設するとともに、学校栄養職及び学校事務職について、本市の給料表を適用するための規定を整備する。
- (2) 表級号の切替えのための規定を整備する。
- (3) 教員特別手当を、移管される義務教育諸学校の教育職員に支給すること及び住居手当について、経過措置のための規定を整備する。
- (4) 移管後も、これまでと同様の給与控除を可能とするための規定を整備する。
- (5) 移管される教職員の標準職務についての規定を整備する。

#### 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例

- (1) 教員特殊業務手当を、義務教育諸学校の教育職員に支給するための規定を整備する。
- (2) 特別支援学校及び夜間学級を置く中学校に勤務する教育職員が、生徒等の指導の業務に従事した場合に手当を支給するための規定を整備する。

#### 川崎市職員の育児休業等に関する条例

- (1) 移管前に職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）の規定によりなされた育児休業等の手続きについて、本市の育児休業条例によるものとみなす経過措置を設ける。

#### 川崎市職員退職手当支給条例

- (1) 移管される教職員について、本市の退職手当支給条例に基づき、手当が支給されるよう規定を整備する。
- (2) 移管による給料月額の変更に伴い、退職手当が減額される者に対し、移管日前日に県費負担教職員として退職した場合の退職手当額を保障するための規定を整備する。